

(議会関係)

令和6年四條畷市議会12月定例議会

四條畷市議会の会期等に関する条例の一部を改正する  
条例新旧対照表

四條畷市議会会期等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(定例日)

第2条 法第102条の2第6項に基づく定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が四條畷市の休日に関する条例（平成2年条例第17号）第2条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日を定例日とする。

(1) 5月18日

(2) 6月1日、同日から起算して市の休日を除いた12日を経過する日及び13日を経過する日

(3) 9月1日、同日から起算して市の休日を除いた12日を経過する日及び13日を経過する日

(4) 12月1日、同日から起算して市の休日を除いた12日を経過する日及び13日を経過する日

(5) 2月24日、同日から起算して市の休日を除いた8日を経過する日、19日を経過する日及び20日を経過する日

2 前項の規定にかかわらず、議長は、災害、議事運営等に支障が生じるとき又はその他予期せざる事情により同項に規定する定例日に会議を開くことができないと認めるときは、同項に規定する定例日を変更することができる。

旧

(定例日)

第2条 法第102条の2第6項に基づく定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が四條畷市の休日に関する条例（平成2年条例第17号）第2条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日を定例日とする。

(1) 5月18日

(2) 6月7日、同月22日及び同月23日

(3) 9月1日、同月14日及び同月15日

(4) 12月1日、同月14日及び同月15日

(5) 2月24日、3月7日、同月22日及び同月23日

2 前項の規定にかかわらず、議長は、災害その他予期せざる事情により同項に規定する定例日に会議を開くことができないと認めるときは、同項に規定する定例日を変更することができる。